

Q-Board

平成 19 年 10 月 12 日

各位

上場会社名:ジェイエムテクノロジー株式会社

(コード番号:2423 Q-Board)

本社所在地:福岡市博多区下川端町3番1号 代表者名:代表取締役社長 岩永 康徳 問合せ先:常務取締役管理担当 細川 誠哉

電話番号:092-272-4151

(URL http://www.jmtech.co.jp/)

内部統制システム構築の基本方針の変更に関する決議のお知らせ

当社は、平成19年10月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由及び変更内容

- (1) 平成19年9月27日の株式会社ソフトラインの株式取得に伴い、同社が当社の子会社となったことから、「当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について追加を行うとともに当社グループに関する決議を行った箇所について変更を行うものであります。
- (2) 「監査役監査規則」を「監査役監査基準」と統一したことに伴い、「監査役監査規則」に関する文言の削除を行うものであります。
- 2. 変更後の内部統制システム構築の基本方針

(下線部は変更箇所であります。)

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、経営ビジョン、経営方針及びその精神をわかりやすく表現した 10 カ条からなる Good Manner を全役職員に継続的に伝達することにより、法令遵守及び社会倫理に則った企業活動を行うことを業務運営の基本指針とする。

内部監査室は、代表取締役社長が承認した監査計画書に基づき、各部門の業務遂行状況が法令、定款、経営方針、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ効率的に行われているか否かを調査し、その結果を社長に報告するとともに適切な助言、指導、勧告を行う。

監査役は、内部監査室及び会計監査を依頼しているあずさ監査法人と連携し、<u>監査役監査規則、</u> 監査役監査基準に則り、取締役の職務執行状況についての監査を行う。

また、法令違反等を早期に発見し、自浄作用が働くように内部通報制度を整備し、通報者に対し不利益な扱いを行わないよう内部通報者保護規程を制定、同規程に基づいた運用を行う。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社担当役員が関係会社の業務全般に関する管理を総括する。関係会社に関する個々の管理業務については、定められた業務分掌に基づき、当該管理業務を所管する部門の長が担当する。

監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に関係会社の管理体制について調査を行い、取締役会 に報告するものとする。取締役会は当該報告に基づき、関係会社の管理体制について見直しを行い、問題点の把握と改善に努める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社又は当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する 恐れのあるとき、役職員による不正行為、法令及び定款に違反する行為を発見したときは、直ち に監査役に報告を行う。

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議へ出席し、必要に応じ取締役又は使用人から説明を受けるものとする。

以上